

令和3年度第1回上越市地産地消推進会議次第

日時：令和3年8月6日(金)

午後2時から

会場：上越市春日謙信交流館 第1会議室

1 開 会

2 農林水産部長挨拶

3 委嘱状交付

4 議 事

(1) 会長の選任について

(2) 上越市地産地消推進の店認定事業について

(3) 令和3年度 地産地消推進事業について

(4) 地産地消推進キャンペーンについて

(5) 地産地消推進の店プレミアム認定店について

5 その他

6 閉 会

上越市地産地消推進会議委員名簿

(令和3年5月1日～)

No.	氏名	選出区分	備考
1	湯沢 雅彦	食品関連事業者	上越食品衛生協会高田支部 理事 (株式会社シャトー・イグレック)
2	勝島 勝美	食品関連事業者	上越食品衛生協会直江津支部 支部長 (勝島魚店)
3	高橋 道代	食品関連事業者	上越商工会議所女性会 理事 (割烹 高はし)
4	植村 孝弘	農林水産物販売事業者	えちご上越農業協同組合 営農部直売施設課長
5	小森 茂	農林水産物販売事業者	新印上越青果株式会社 蔬菜部取締役部長
6	五十嵐 紀文	農林水産物販売事業者	上越青果小売商業協同組合 理事 (五十嵐本店)
7	市村 勝彦	農林水産物販売事業者	株式会社一印上越魚市場 取締役統括部長
8	貝沼 武徳	農林水産物販売事業者	上越水産物商業協同組合 監事 (有限会社貝沼商店)
9	佐藤 一	その他市長が必要と認める人	上越市地産地消推進の店 (お食事の館・旅人の宿 わすけ)
10	田中 美恵子	市民(一般公募)	

○事務局

所属	職	氏名	備考
農林水産部	部長	空 周一	
農政課	課長	佐藤 正明	
農政課	副課長	高橋 大輔	
農政課	農業総務係長	北山 由子	
農政課	主事	中里 流奈	

上越市地産地消推進の店認定事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、上越産品を積極的に取り扱う小売店及び飲食店等を上越市地産地消推進の店（以下「推進店」という。）に認定し、当該推進店の地産地消推進の取組を広く市民や観光客（以下「市民等」という。）に周知することにより、上越産品の生産及び消費の拡大、食料自給率の向上並びに郷土における食文化の継承を図り、もって本市における農林水産業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 上越産品 次に掲げる生産物の総称をいう。
 - ア 農産物 本市の区域内で生産し、収穫される穀物、野菜、果物その他の農産物をいう。
 - イ 水産物 上越地域で水揚げされる魚介及び海藻をいう。
 - ウ 畜産物 上越地域で飼育される家畜の肉、卵及び乳をいう。
 - エ 加工品 アからウまでに掲げる食材を主原料として加工した食品をいう。
- (2) 小売店 本市の区域内に存するスーパーマーケット、八百屋、魚屋、農産物直売所等をいう。
- (3) 飲食店等 本市の区域内に存するホテル、旅館、割烹、レストラン、居酒屋等をいう。
- (4) 上越地域 本市、妙高市及び糸魚川市の区域をいう。

(認定基準)

第3条 市長は、推進店の認定に当たり、認定基準を策定するものとする。

- 2 市長は、前項の認定基準（以下「認定基準」という。）の策定に当たり、あらかじめ第13条第1項に規定する上越市地産地消推進会議（第5条第2項において「上越市地産地消推進会議」という。）の意見を聴かなければならない。

(認定申請)

第4条 推進店の認定を受けようとする小売店又は飲食店等（以下「申請者」という。）は、上越市地産地消推進の店認定申請書（第1号様式）に、市長が別に定める事業計画書を添えて市長に提出しなければならない。

(認定等)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、推進店の認定の可否を決定したときは、上越市地産地消推進の店^{認定}通知書（第2号様式）により通知するも

却下

のとする。

2 市長は、前項の決定に当たり、あらかじめ上越市地産地消推進会議の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の規定により推進店として認定したときは、当該認定を受けた申請者（以下「認定推進店」という。）に対し、上越市地産地消推進の店認定証（第3号様式。以下「認定証」という。）を交付するとともに、必要に応じ、販売促進用資材の交付又は貸与を行うものとする。

（認定証の掲示及び広報）

第6条 認定推進店は、店内又は店頭をよく見える場所に交付又は貸与を受けた認定証及び販売促進用資材を掲示するとともに、取り扱う上越産品の広報に努めなければならない。

2 市長は、認定推進店の名称、連絡先その他認定推進店に関する情報を市の広報誌、ホームページ等への掲載その他の方法により、広く市民等に周知するものとする。

（認定の有効期間等）

第7条 推進店の認定の有効期間（以下「認定期間」という。）は、当該認定の日から当該日の属する年度の末日から起算して2年を経過する日までとする。

（認定の更新）

第8条 認定推進店は、認定期間の満了後も引き続き推進店の認定を受けようとするときは、当該認定期間の満了の日までに、市長に対し認定の更新を申請することができる。この場合において、認定の更新を受けようとする認定推進店は、市長が別に定める事業計画書を市長に提出しなければならない。

2 第5条の規定は、前条の規定による認定の更新について準用する。

（認定の辞退）

第9条 認定推進店は、その営業を終了したとき又は認定を辞退しようとするときは、速やかに上越市地産地消推進の店認定辞退届（第4号様式）を市長に提出するとともに、交付又は貸与を受けた認定証及び販売促進用資材を市長に返却しなければならない。

（認定の取消し）

第10条 市長は、認定推進店が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すものとする。

- (1) 営業を終了したとき。（前条の規定による辞退の届出がない場合に限る。）
- (2) 認定基準を満たさなくなったとき。
- (3) 次条の規定による実績報告が同条に定める期限までになされないとき。
- (4) 消費者の信頼又は上越産品のイメージを著しく失墜させると市長が認めるとき。

(5) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、上越市地産地消の店認定取消通知書（第5号様式）により、認定推進店に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 認定推進店は、地産地消の推進の取組状況を、上越市地産地消推進の店実績報告書（第6号様式）により毎年度末日までに市長に報告しなければならない。

（調査）

第12条 市長は、認定推進店が認定基準を満たしているか否かについて、必要に応じて調査をすることができる。

（上越市地産地消推進会議）

第13条 市長は、本市における地産地消の推進に関し必要な事項を審議するため、上越市地産地消推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 推進店の認定基準に関し、第3条第2項に規定する事項を処理すること。
- (2) 推進店の認定に関し、第5条第2項に規定する事項を処理すること。
- (3) 上越産品の生産及び消費の拡大に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

3 推進会議は、次に掲げる人のうちから市長が委嘱し、又は任命する10人以内の委員をもって組織する。

- (1) 食品関連事業者の代表者
- (2) 農林水産物販売事業者の代表者
- (3) 公募に応じた市民
- (4) 市の職員
- (5) その他市長が必要と認める人

4 推進会議の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 推進会議に会長を置き、委員の互選により定める。

6 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

7 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

8 推進会議の会議は、会長が議長となる。

9 推進会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

10 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 推進会議の庶務は、農政課において処理する。

12 前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議が定める。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月15日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成23年8月31日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市地産地消推進の店認定事業実施要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市地産地消推進の店認定事業実施要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成30年6月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市地産地消推進の店認定事業実施要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市地産地消推進の店認定事業実施要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

第1号様式（第4条関係）

上越市地産地消推進の店認定申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

所 在 地
事 業 者 名
代 表 者 氏 名
電 話 番 号

次のとおり上越市地産地消推進の店の認定を申請します。

店舗の名称			
連絡先	住所：〒 — TEL： FAX： E-mail： 担当者：（所属） （氏名）		
ホームページ アドレス			
業態・業種 （いずれかに ○）	小売店	スーパーマーケット 八百屋 魚屋 農産物直売所 その他（ ）	
	飲食店等	ホテル 旅館 割烹 レストラン 居酒屋 その他（ ）	

※ 店舗の名称の欄には、認定を受けようとする店舗の名称を記載してください。

（上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約）

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員ではありません。
- (2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）ではありません。
- (3) 暴力団、暴力団員又は密接関係者が経営等を支配し、又は経営等に関与することはありません。
- (4) 暴力団に対し利益を供与することはありません。
- (5) 上記の(1)から(4)までに反する場合は、この申請を却下され、認定を取り消されることを承諾します。

上記について誓約します。（にレ点を記入してください。）

第2号様式（第5条関係）

認定
上越市地産地消推進の店 通知書
却下

第 号
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付けで申請のあった上越市地産地消推進の店の認定について、次
と お り 認 定
の したので通知します。
理由により申請を却下

認定	業態・業種	小売店（ ）飲食店等（ ）
	推進店の名称	
	所在地	
	認定年月日	年 月 日
却下	理由	

第3号様式（第5条関係）

上越市地産地消推進の店認定証

認定第 号

上越市地産地消推進の店

様

上越産品を積極的に販売し、活用し、及びPRし、上越産品の生産及び消費の拡大、食料自給率の向上並びに郷土における食文化の継承に寄与する店であることを認定します。

年 月 日

上越市長 印

第4号様式（第9条関係）

上越市地産地消推進の店認定辞退届

年 月 日

（宛先）上越市長

所 在 地
事 業 者 名
代 表 者 氏 名
電 話 番 号
担 当 者 氏 名

年 月 日付で認定を受けた上越市地産地消推進の店について、認定を辞
退しますので、次のとおり届け出ます。

業 態 ・ 業 種	小売店（ ）飲食店等（ ）
推 進 店 の 名 称	
所 在 地	
辞 退 年 月 日	年 月 日
辞 退 を 希 望 す る 理 由	

第5号様式（第10条関係）

上越市地産地消の店認定取消通知書

第 号

年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付けで認定をした上越市地産地消推進の店について、認定を取り消したので通知します。なお、認定に当たり交付又は貸与を受けた上越市地産地消推進の店認定証及び販売促進用資材は、速やかに返却してください。

業 態 ・ 業 種	小売店（ ） 飲食店等（ ）
推進店の名称	
所 在 地	
認定取消年月日	年 月 日
取 消 理 由	

第6号様式（第11条関係）

上越市地産地消推進の店実績報告書

年 月 日

（宛先）上越市長

所 在 地
事 業 者 名
代 表 者 氏 名
電 話 番 号
担 当 者 氏 名

年度の地産地消の推進の取組状況について、次のとおり報告します。

業 態 ・ 業 種	小売店（ ）飲食店等（ ）
推 進 店 の 名 称	
所 在 地	
取 組 実 績	上越市地産地消推進の店実績明細書に記載のとおり
認 定 の 更 新	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない

※ 推進店の認定の更新を希望する場合は、別紙の事業計画書を提出してください。

上越市地産地消推進の店 認定基準等

令和3年8月6日
上越市地産地消推進会議
資料 NO. 2

1 対象店舗

- 小売店・・・市内に店舗があるスーパーマーケット、八百屋、魚屋、農産物直売所 等
- 飲食店等・・・市内に店舗がある食堂、レストラン、居酒屋、割烹、旅館、ホテル 等

2 認定基準

(1) 小売店

項 目		
必須	(1)	地産地消の推進に協力し、地場産の食材を積極的に販売・PRし、かつ今後もその取り組みを増やしていこうとする意欲のある店
	(2)	おおむね一年を通じて、地場産の食材・加工品の売場を設置し、市内(地域)産であることを消費者に分かりやすく表示している店
	(3)	推進店であることを市のホームページや広報等で紹介されることを承諾する店
	(4)	市が実施する地産地消関連事業に積極的に協力しようとする店(関連事業例:キャンペーンイベント, チラシ, パンフレット等の設置など)
	(5)	食品衛生法等の関係法令を遵守している店
選択 (2つ以上)	(6)	地場産品フェアなどの売り出し、特売日を年に12回以上設ける店
	(7)	「上越野菜」振興協議会が認定する「上越野菜」やその加工品を年に60日以上販売する店
	(8)	地場産の食材や、地場産の食材などを使用した伝統料理や郷土料理を通年で販売する店
	(9)	地場産の食材の生産者を分かりやすく表示している店
	(10)	地場産の食材をおおむね80%以上使用した料理・加工品を年に60日以上販売する店
	(11)	地場産の食材を使用したレシピを年に20以上提供する店
	(12)	自らアンケート調査を行い、地場産の食材の販売促進に取り組む店

(2) 飲食店等

項 目		
必須	(1)	地産地消の推進に協力し、地場産の食材を積極的に活用・PRし、かつ今後もその取り組みを増やしていこうとする意欲のある店
	(2)	年間またはシーズン(旬)を通じて料理等に使用する地場産の食材を分かりやすく表示している店
	(3)	推進店であることを市のホームページや広報等で紹介されることを承諾する店
	(4)	市が実施する地産地消関連事業に積極的に協力しようとする店(関連事業例:キャンペーンイベント, チラシ, パンフレット等の設置など)
	(5)	食品衛生法等の関係法令を遵守している店
選択 (2つ以上)	(6)	上越市産米を100%使用する店
	(7)	地場産の食材などを使用した伝統料理や郷土料理を通年で提供する店
	(8)	上越市産の日本酒やワイン等を通年で提供し、分かりやすく表示している店
	(9)	地場産の食材をおおむね80%以上使用した料理を年に60日以上提供する店
	(10)	「上越野菜」振興協議会が認定する「上越野菜」やその加工品を使用した料理を年に60日以上提供する店
	(11)	自らアンケート調査を行い、地場産の食材の消費拡大に取り組む店

3 上越産品の定義

- ア 農産物 … 市内で生産し、収穫される穀物、野菜、果物その他の農産物
- イ 水産物 … 上越地域*で水揚げされる魚介及び海藻
- ウ 畜産物 … 上越地域*で飼育される家畜の肉、卵及び乳
- エ 加工品 … アからウに掲げる食材を主原料として加工した食品

*「上越地域」とは上越市、妙高市及び糸魚川市の区域

*「上越野菜」振興協議会が認定する「上越野菜」とは、下記の16品目を指します。

高田シロウリ、仁野分しょうが、頸城オクラ、みょうが、ばななかぼちゃ、なますかぼちゃ、曲がりねぎ、オニゴシヨウ、ずいき、とうな、ひとくちまくわ、なす、オータムポエム、アスパラ菜、カリフラワー、枝豆

「上越市地産地消推進の店」 を紹介します

市では、上越産品の生産及び消費拡大、郷土の食文化の継承や、食料自給率の向上を図るため、上越産品を積極的に取り扱う小売店・飲食店などを「上越市地産地消推進の店」に認定しています。



こののぼりが目印！

地産地消はなぜいいの？

生産者の顔が見えます

生産者が身近にいるため、その生産者を知ることができます。
また、生産現場も近く、生産方法についても確認することができるので安心です。

旬の野菜や魚を鮮度がいいうちに 食べることができます

とれたてをすぐに食べることができるため、新鮮です。
また、輸送距離が短いとフードマイレージ※が少なく、輸送等の二酸化炭素の排出も抑えられ、環境に優しい取組です。

地域が元気になります

地域のものを地域で消費することで、消費したお金が地域でまわり、地域の産業を活性化することができます。

※フードマイレージ (food mileage)

「食料 (food) の輸送距離 (mileage)」という意味。

つまり食料の重量×食料の移動距離。
産地からの距離が遠ければ遠いほど値が大きくなります。

上越市地産地消推進の店の認定について

上越市地産地消推進の店は、「小売店」「飲食店等」それぞれに認定基準があり、基準を満たした市内の店舗が認定されます。

詳しくは上越市のホームページをご覧ください。

<https://www.city.joetsu.niigata.jp/site/syoku-iku/tisan-tisyo.html>



問い合わせ先：上越市農政課 電話 025-526-5111 (内線 2106)

認定店一覧

◆◆◆ 飲食店等 ◆◆◆

推進店名	所在地	電話番号	業態・業種
会心 きざわ	大学前31	025-525-0987	割烹
割烹 かまた	板倉区長嶺598-1	0255-78-2231	割烹
割烹 から松や	春日山町3-4-13	025-522-3043	割烹
割烹 品和亭	吉川区原之町1360	025-548-2008	割烹
割烹 しゃぶしゃぶ半兵衛	仲町3-1-5	025-525-0506	割烹
割烹 新柳	牧区落田223	025-533-5024	割烹
割烹 大善	大町3-1-11	025-522-4020	割烹
割烹 高はし	東雲町2-1232	025-531-0388	割烹
割烹 なみとせ	中央5-20-40	025-543-0724	割烹
割烹 明治庵	大湍区雁子浜323-7	025-534-2156	割烹
肴や 活等(かつら)	本町5-3-18	025-526-2310	割烹
佐渡見亭・浜人	柿崎区上下浜426	025-536-3521	割烹
松風園 藤作	中央5-12-18	025-543-2154	割烹
和ダイニング 藤作	本町4-2-23	025-521-0021	割烹
和味旬彩 藤作 別館	本町3-2-29	025-520-8841	割烹
長養館	寺町2-1-8	025-523-5481	割烹
和ごころ 愉快	五智3-9-20	025-543-8581	割烹
和の食 樹翠	仲町3-3-13	025-512-0120	割烹
寿し割烹 池田屋	上名柄1018	025-520-2234	寿司
富寿し 春日亭	新光町1-7-7	025-525-8215	寿司
富寿し 高田駅前店	仲町4-7-26	025-524-5181	寿司
富寿し 直江津店	中央1-10-16	025-543-3795	寿司
富寿し 南本町店	南本町2-8-51	025-524-6136	寿司
廻鮮富寿し極みや 上越中央店	新光町1-7	025-521-7211	寿司
廻鮮富寿し 上越みなと店	下源入277-1	025-531-3737	寿司
居酒屋 かずさん	松村新田21-8	025-530-7898	居酒屋
居酒屋 彦左エ門	仲町3-7-11	025-512-6094	居酒屋
居食屋 YAGA I YA	中央1-9-5	025-545-1865	居酒屋
海の幸 味どころ 軍ちゃん 高田店	本町4-1-8	025-526-3950	居酒屋
海の幸 味どころ 軍ちゃん 直江津店	西本町1-14-2	025-545-2728	居酒屋
喜多郎	北本町1-3-19	025-525-9853	居酒屋
郷土料理と地酒の店 雁木亭	仲町3-4-8	025-525-8843	居酒屋
季楽	大町4-2-3	025-523-9223	居酒屋
喜楽屋 くまごろう	木田1-3-40	025-525-8389	居酒屋
酒菜 ほへと	板倉区針430-1	0255-78-4612	居酒屋
旬菜居酒屋 農民	東雲町2-4-51	025-530-7038	居酒屋
旬菜 かがりび	東雲町2-10-19	025-545-5319	居酒屋
手作り料理と地酒 おと 仲町店	仲町2-2-3 やすね2F	025-526-8760	居酒屋
手作り料理と地酒 おと 御幸町店	西本町4-8-18	025-546-7500	居酒屋
直江津を味わうお店 鳥まん	西本町4-1-5	025-543-1515	居酒屋
お食事処 きすや	大字大場625-10	025-544-7493	食堂
お食事処 弘光	大豆2-7-10	025-520-9080	食堂
ドライブイン ふる里	大島区大平447	025-594-3753	食堂
7つのおもてなし	大和5-192-5 SAKURAプラザ内	025-520-7520	食堂
いたくら亭	板倉区針894-3	0255-81-4720	そば
蕎麦処 一郷庵	中郷区岡沢1360	0255-74-3832	そば
手打ちそば 喜楽	国府1-8-2	025-544-3516	そば
ふるさと村 そば処 木草庵	牧区池舟2	025-533-5017	そば
雪むろそば家 小さな空	安塚区樽田156	025-592-3877	そば
鳥料理専門店 鳥新	仲町4-3-2	025-523-5537	鳥料理
天ぶら若杉	西城町2-3-33	025-525-5627	天ぶら
田舎料理おばんざい さくら	木田2-5-30	025-520-8396	弁当
kitchenstudio いべまり	東城町1-1-38	025-512-1006	弁当
特定非営利活動法人 よもぎの会	牧区原991	025-529-3150	弁当

認定店一覧

あるるん畑 農家レストラン おかげさま	大道福田639		レストラン
鵜の浜人魚館 お食事処 海風	大湊区九戸浜241-8	025-534-6211	レストラン
越後農場 ビスけん	仲町3-9-19 STプラザ4F	025-520-6635	レストラン
お食事処 多七	中央1-2-3 ホテルハイマート2F	025-543-7125	レストラン
カフェ&ダイニング リラックス	土橋1914-3 市民プラザ1F	025-526-2591	レストラン
caféダイニング CoCo	新光町1-5-5上越サンプラザホテル1F	025-522-3611	レストラン
旬越料理 妙高	本町5-1-11 アートホテル11F	025-526-7511	レストラン
旬魚料理と地酒の店 大黒屋	仲町4-5-2 高田ターミナルホテル1F	025-523-5428	レストラン
食と農のテーマパークあるるんの社レストラン「六花の里」	大道福田621	025-530-7330	レストラン
ステーキダイニング ブラン	本町4-3-14	070-3870-6954	レストラン
ピストロ デザミアンティム	東雲町2-4-25	025-512-4962	レストラン
ホテルセンチュリーイカヤ レストランセビオーラ	中央1-2-7	025-545-3120	レストラン
野菜フレンチ サブリーユ	大湊区上小船津浜714	025-534-3684	レストラン
米山水源カントリークラブ レストラン湖月	柿崎区上下浜2362 (米山水源カントリークラブ&ホテル内)	025-536-3121	レストラン
ラファミーユ スクール	大貫4-2-20	025-512-5522	レストラン
レストラン味彩	吉川区長峰100	025-548-3911	レストラン
レストラン 海のだいどこや	名立区名立大町4280-1	025-531-6300	レストラン
レストラン エリス	大町2-3-30 旧師団長官舎内	025-526-5903	レストラン
レストラン・トゥジュール	東雲町2-8-6	025-520-7370	レストラン
レストラン・ヨーデル金谷	大貫2-17-40	025-523-0681	レストラン
Restorante Los Cuentos del Mar	五智2-15-15 上越市立水族博物館内	025-545-3910	レストラン
ワイナリーレストラン 金石の音	北方1223 岩の原葡萄園内	025-520-9002	レストラン
糸しんの里記念館	板倉区米増27-4	0255-81-4541	レストラン
ごはん屋カフェ Come&Co.	頸城区百間町732	025-520-7890	カフェ
TOMMY SAY	仲町4-7-24	025-521-2277	イタリアンレストラン
water bar LIFE	中央1-5-11	025-543-0009	カフェバー
NIKU BAR 18	仲町4-6-12 SKビル1F	025-521-0210	カフェバー
NICK'S Be Café	仲町4-6-12 SKビル1F	025-521-0210	カフェバー
ぷらんカフェ	本町3-2-21	090-9383-2776	カフェバー
中国料理 王華飯店	仲町3-7-9	025-525-9012	中華料理
手打ちらーめん さっぽろ	頸城区上吉194-7	025-543-8530	ラーメン
手打ちらーめん まるとく	下門前2287	025-512-6456	ラーメン
らーめん だいじ	藤巻6-8		ラーメン
ホテルハイマート	中央1-2-3	025-543-3151	ホテル
マリンホテル ハマナス	柿崎区上下浜262	025-536-6565	ホテル
デュオ・セレッソ	西城町3-5-20	0120-26-4000	冠婚葬祭
やすね	仲町2-2-3	025-524-7125	冠婚葬祭
あさひの里 大島庄屋の家	大島区田麦1096-2	025-594-3848	旅館等
岩野屋旅館	柿崎区柿崎6187	025-536-2328	旅館等
お食事の館・旅人の宿 わすけ	柿崎区上下浜1637	025-536-2110	旅館等
割烹旅館 晴山荘	大貫2-17-22	025-523-5230	旅館等
割烹旅館 日本海	大湊区九戸浜239-6	025-534-2686	旅館等
加茂屋	長浜1369	025-546-2057	旅館等
川上笑学館	牧区切光1438	025-533-5079	旅館等
くわどり湯ったり村	皆口601	025-541-2611	旅館等
潮風薫る宿 みはらし	大湊区九戸浜238-3	025-534-2566	旅館等
宿泊体験交流施設 月影の郷	浦川原区横住410	025-599-3302	旅館等
美味海会 汐彩の湯みかく	大湊区九戸浜239	025-534-2434	旅館等
牧湯の里 深山荘	牧区宇津俣285	025-533-6785	旅館等
吉川スカイトピア遊ランド	吉川区坪野1458-2	025-547-2221	旅館等
旅館 越路荘	中央1-1-4	025-543-2343	旅館等
糸しんの里 やすらぎ荘	板倉区久々野1624-1	0255-78-4833	旅館等
農家民宿 うしだ屋	大島区田麦1283	050-3699-1516	農家民宿
農家民宿 どぶろく荘	牧区坪山1055-3	025-533-5643	農家民宿
農家民宿 ほほえみ荘	牧区棚広2555-2	025-533-6588	農家民宿
			店舗数:109店

認定店一覧

*** 小売店 ***

推進店名	所在地	電話番号	業態・業種
高級フルーツ野菜問屋 五十嵐本店	中央2-9-10	025-543-2112	青果店
ハローツウ安江店	安江2-6-10 ダイレックス上越店内		青果店
八百屋の土田	東本町1-3-49	090-4617-2141	青果店
山田商店	本町3-4-10	025-523-2782	青果店
いつも新鮮・上越産魚・野菜の店やまや	柿崎区三ツ屋浜486-2	025-536-2389	鮮魚
うみてらす名立 食彩鮮魚市場	名立区名立大町4280-1	025-531-6300	鮮魚
勝島魚店	中央2-1-15	025-543-2440	鮮魚
鮮魚センター あるるんの海	大道福田637	025-520-8018	鮮魚
日本海 第一時羽丸昭和町店	昭和町2-20-10 クスリのアオキ昭和町店内		鮮魚
株式会社 よしかわ杜氏の郷	吉川区杜氏の郷1番地	025-548-2331	酒蔵
ヤマイ佐藤商店	柿崎区上下浜396	025-536-2393	酒・米
鶴の浜人魚館（お土産コーナー・店頭販売）	大潟区九戸浜241-8	025-534-6211	土産
一般社団法人 土の香工房	丸山新田183-1	025-546-7127	農産加工
お惣菜 ゆうちゃん	西城町3-11-9	025-523-2775	農産加工
御母家 本店	上真砂65-1	025-520-2406	農産加工
御母家 富岡店	富岡645-1	025-521-6600	農産加工
株式会社 中島食品 直売所	本城町4-69	025-525-4488	農産加工
佐々木食品	吉川区杜氏の郷1番地	025-548-2882	農産加工
三和牛乳	三和区大2042	025-532-2481	農産加工
正善寺工房	下正善寺1027-2	025-523-0621	農産加工
食と農のテーマパーク あるるんの社「社もりモール」	大道福田621	025-520-5515	農産加工
高橋食品	仲町6-2-22	025-523-2802	農産加工
トレットールJ	大町2-3-30 旧師団長官舎内	025-526-5903	農産加工
manmaru terrace	三和区北代1056-1	025-520-7345	農産加工
山本味噌醸造場 本店	中央1-13-4	025-543-2283	農産加工
山本味噌醸造場 エルマール店	西本町3-8-8	025-543-5656	農産加工
ワークセンターおおすぎのさと	浦川原区虫川818	025-599-2881	農産加工
イオン 上越店	富岡3457	025-521-2300	スーパーマーケット
イチコ 幸店	幸町1-1	025-525-1247	スーパーマーケット
イチコ 高田西店	大字飯747	025-526-1115	スーパーマーケット
イチコ 高田南店	南本町2-15-1	025-521-1915	スーパーマーケット
イチコ 直江津店	下源入277-5	025-531-3915	スーパーマーケット
イチコ 直江津西店	五智1-14-35	025-530-7815	スーパーマーケット
Aコープ 安塚店	安塚区安塚2544	025-592-2033	スーパーマーケット
しみず屋 板倉店	板倉区山部48-1	0255-78-2184	スーパーマーケット
しみず屋 えびす浜店	夷浜702-2	025-531-0905	スーパーマーケット
ナルス 浦川原店	浦川原区長走547	025-599-1001	スーパーマーケット
ナルス 大潟SC店	大潟区土底浜1055-1	025-534-6866	スーパーマーケット
ナルス 柿崎店	柿崎区柿崎711	025-535-2155	スーパーマーケット
ナルス 鴨島店	子安新田4-55	025-523-1311	スーパーマーケット
ナルス 北城店	北城町3-2-1	025-525-8900	スーパーマーケット
ナルス 国府店	国府4-8-3	025-543-0072	スーパーマーケット
ナルス 上越インター店	三田新田129-24	025-544-7515	スーパーマーケット
ナルス 高田西店	大貫4-4-22	025-527-5222	スーパーマーケット
ナルス 直江津東店	三ツ屋町1-10	025-544-3455	スーパーマーケット
ナルス 南高田店	上中田2001	025-523-8004	スーパーマーケット
莓の花ことば	大潟区長崎1500	090-5453-2051	農産物直売所
浦川原物産館	浦川原区顕聖寺619-1	025-599-2387	農産物直売所
株式会社農業法人 久比岐の里	頸城区上柳町43-1	025-530-2304	農産物直売所
四季菜の郷利用組合	吉川区杜氏の郷1番地	025-512-7100	農産物直売所
旬菜交流館 あるるん畑	大道福田639 上越あるるん村内	025-525-1183	農産物直売所
むら市場	大潟区内雁子252-1	025-534-5955	農産物直売所
森の駅 大島青空市場	大島区岡403-3	025-594-3257	農産物直売所
雪だるま物産館	安塚区樽田140	025-595-1010	農産物直売所
パティスリー・フルール	本町5-4-5 あすとびあ高田1F	090-4710-5404	ケーキ店
パティスリー リ・リ	富岡3525	025-522-2300	ケーキ店
おいしいパンの店ソフィー	南城町1-13-21	025-526-6366	パン
			店舗数:57店

計:166店舗

令和3年度 地産地消推進事業について

1 「上越市地産地消推進の店」の募集

- ・通年で募集する（随時受付）。
- ・受付状況により認定会議を開催する。

<令和3年7月末までの認定店の状況>

	店舗数	内 訳		事業者数
		小売店	飲食店等	
R2 年度末合計	170 店	55 店	115 店	128 事業者
R3. 3. 31 で認定期間が満了し 認定を更新しなかった店舗 ※1	△2 店	0 店	△2 店	△1 事業者
認定取消（閉店・辞退等） ※1	△4 店	0 店	△4 店	△4 事業者
令和3年度書面審査認定数 (R3. 4. 23 認定) ※2	2 店	2 店	0 店	1 事業者
R3. 7 月末現在合計	166 店	57 店	109 店	124 事業者

<※1 更新なし、認定取消の理由>

理由	件数
取組項目（選択項目）が基準を満たさなくなったため	2 件
施設を管理する指定管理者が辞退したため	1 件
経営者が体調を崩し経営の継続ができないため	1 件
地産地消推進の店のメリットを感じないため	1 件
コロナ禍において、地産地消推進の店として店を PR し、集客するのは好ましくないという考えに変わったため	1 件

<※2 令和3年度書面審査認定店>

区分	認定No.	店舗名	所在地	業態・業種
小売店	3-28	日本海第一時羽丸 昭和町店(くすりのアオキ 昭和町店内)	昭和町 2-20-10	魚屋
小売店	3-29	ハローツウ安江店 (ダイレックス上越店内)	安江 2-6-10	八百屋

2 取組、PR事業

(1) 販売促進用資材の交付

- ・新規認定店へ認定証及び販売促進用資材（タペストリー、のぼり旗等）を交付する。
- ・現認定店が使用しているのぼり旗等に劣化が見られる場合、新たなのぼり旗等を交付する。



[認定証デザイン]



[屋外・卓上のぼり旗デザイン]



[タペストリー、卓上POPデザイン]

(2) 「上越市地産地消推進の店ガイド」の更新

- ・市ホームページに掲載している「上越市地産地消推進の店ガイド」の内容を更新し、最新の店舗情報を掲載する。
- ・「令和3年度版 上越市地産地消推進の店ガイド」の周知チラシを作成し、地産地消推進の店や市内施設等に配布する。

(3) 「健康づくりポイント事業」への参加

- ・健康づくり推進課が実施している「健康づくりポイント事業」については、令和2年度まで市温浴施設の入浴券を全員プレゼントとしていたが、令和3年度から「地産地消推進の店利用券（500円分）」を新たに加え、内容の充実及び地産地消推進の店の利用促進を図る。
- ・地産地消推進の店のうち、利用券の対応が可能な店舗のみで利用可能とする。

<「健康づくりポイント事業」について>

- ・市民自らが健康づくりに対する取組や疾病予防に向けた行動への支援として、健康づくり推進課が平成30年度から実施している事業。
- ・取り組んだ分のポイントを集めて応募した市民には、応募者全員プレゼントのほか抽選で宿泊券等が当たる。
- ・資料4-1を参照

<地産地消推進の店利用券（500円分）が利用できる店舗数>

- ・飲食店等 70店（109店中）
- ・小売店 34店（57店中）
- 合計 104店（166店中）

(4) 地産地消推進キャンペーンの実施

- ・ 昨年に引き続き、地産地消推進の店と協力して、上越製品の生産及び消費拡大と地産地消推進の店の利用促進につながるキャンペーンを実施する。
- ・ 資料 4-2 を参照

(5) 地産地消推進の店「(仮称)プレミアム認定店」の認定について

- ・ 地産地消の一層の推進と地産地消推進の店のモチベーションアップを図るため、地産地消推進の店のうち、通常の認定基準とは別の認定基準を設け、地産地消の取組が一定基準を超える店を新たに「(仮称)プレミアム認定店」として認定する。これに当たり、認定基準の作成及び認定店の審査・認定を行う。
- ・ 資料 4-3 を参照

(6) その他：第 3 次上越市食育推進計画における地産地消推進の取組

第 3 次上越市食育推進計画を推進するため、上越市食育推進実施計画（アクションプラン）において地産地消推進関連事業を引き続き実施する。

- ・ 地場の食品、郷土料理を取り入れた学校給食の推進
- ・ 地域食材による給食の提供
- ・ 学校給食用野菜産地の育成
- ・ 直売所情報の発信
- ・ 園芸振興事業

3 年度末実績報告

- ・ 認定店は、上越市地産地消推進の店認定事業実施要綱第 11 条に基づき実績を報告する。
- ・ 実施時期は 2 月上旬を予定。

4 認定の更新希望調査

- ・ 上越市地産地消推進の店認定事業実施要綱第 8 条に基づき認定の更新希望調査を行う。
- ・ 調査は、上記の実績報告と併せて行う。

※更新対象店舗

認定年度	認定期間	店舗数	内 訳		事業者数
			小売店	飲食店等	
R1 (H31)	H31. 4. 1～R4. 3. 31	22	3	19	21
	R1. 6. 20～R4. 3. 31	8	4	4	8
	R2. 3. 31～R4. 3. 31	5	0	5	5
合計		35	7	28	34

健康づくりポイント



令和3年度は、ポイントを貯めて応募された皆さんへ入浴券か地産地消推進店利用券をプレゼントします！

健康診査やがん検診の受診、ご自身の健康管理や健康づくりに関する講座等に参加し、ポイントを貯めて応募してください。楽しみながら健康づくりをして、健康な生活習慣を手に入れましょう。



1 健康ポイント

健康診査やがん検診などを積極的に受診して、ポイントを貯めて応募してください。

2 がんばるポイント

運動習慣や健康管理の具体的な取組です。無理をせず、自分にあった取組に挑戦してください。頑張った成果でさらにポイントを貯めてください。

3 グループポイント

2人以上のグループで健康づくりポイントに取り組む(友人を誘って健診に行く、運動を始めるなど)。

① 市温浴施設等の入浴券(1回分)または地産地消推進店の利用券(500円分)

全員プレゼント! 希望の券を選んで取組シートに記入してください。

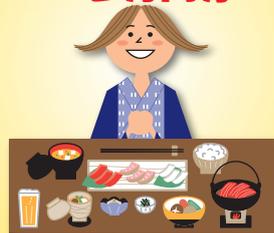
② 特別賞 抽選でプレゼント!

A・B・Cのいずれかの希望商品を選んで取組シートに記入してください。

A賞

市宿泊施設の
宿泊利用券

<2万円分>



(10名様)

B賞

メイド・イン上越
認証品セット

<3,500円相当>



(100名様)

※セット内容は写真と変わる場合があります。

C賞

クオカード

<1,000円分>



(200名様)

※クオカードはコンビニやドラッグストア、ガソリンスタンドなどで利用できる全国共通のギフト券(商品券)です。

対 象	18歳以上の市民(令和4年3月31日現在の年齢)
取 組 期 間	令和3年4月~令和4年3月末
応 募 締 切	令和4年3月11日(金)まで 令和4年3月12日~3月31日までの達成見込のポイントについてもポイントがつけられます。

応募方法等

- 窓口で応募・・・取組シートに必要事項を記入し、健康づくり推進課、国保年金課、各総合事務所、南・北出張所に提出してください。
 - その他の応募・・・郵送、ファックス、メールで下記の応募先に送付してください。※インターネット(7月以降開始予定)
 - 取組シートは応募窓口にあります。市ホームページからもダウンロードができます。
 - 応募は1人につき1回です。
 - ご記入いただいた個人情報は、健康づくりポイント事業以外の目的には使用しません。
- ※特別賞については応募締切後、厳正なる抽選を行い、3月中に賞品を発送します。
※市温浴施設の入浴券、または地産地消推進店利用券は、応募があった順に毎月郵送で送付します。なお、どちらも選択されていない場合は、温浴施設入浴券を送付します。

問合せ
・
応募先

上越市健康づくり推進課
〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号

電話: 025-526-5111 (開庁日を除く午前8時30分~午後5時15分)
FAX: 025-526-6116
応募先メールアドレス kenkoupointo@city.joetsu.lg.jp

健康づくりポイント取組シート (コピー可)

15 ポイント以上で応募できます！！

太枠の中に記入してください。取り組んだ内容・期日を記入し、ポイントを合計してください。

新規取組欄には「健康づくりポイント」がきっかけで新たに始めたことや再開した場合に○をつけてください。

ポイント内容		新規取組	取り組んだ内容・期日	令和3年4月～令和4年3月末の期間に取り組んだ内容です	ポイント
1 健康ポイント	①健診の受診（市民健診・特定健診・後期高齢者健診、職場健診、人間ドック）	<input type="checkbox"/>	市健診等 職場健診 人間ドック	令和 年 月 日	5
	②歯科健診の受診	<input type="checkbox"/>		令和 年 月 日	5
	③健診結果説明会への参加	<input type="checkbox"/>		令和 年 月 日	3
	④がん検診の受診 （胃、大腸、肺、前立腺、肝炎ウイルス、乳、子宮頸がん検診） ※胃がん検診を受診すると【5ポイント】 上越市では胃がんによる死亡者の割合が多いことから胃がん検診のポイントを5ポイントにしました。 早めに検診を受けましょう。	<input type="checkbox"/>	胃がん 大腸がん 肺がん 前立腺がん 肝炎ウイルス 子宮頸がん 乳がん	令和 年 月 日	5 3 3 3 3 3 3
	⑤市や町内会等が行う身体活動や運動を伴うイベントや健康に関する講座に参加その他健康づくりに資する活動【1回毎1ポイント】	<input type="checkbox"/>	◆内容 ◆実施日		
2 がんばるポイント 3か月以上続けよう！	①運動		ジョギングやウォーキングを3か月以上続ける【取組毎2ポイント】	◆活動内容 ◆期間 年 月 ～ 年 月	
			ご自身でラジオ体操やストレッチなどを3か月以上続ける【取組毎2ポイント】	◆活動内容 ◆期間 年 月 ～ 年 月	
			スポーツジムや団体、サークルなどでの活動を3か月以上続ける【取組毎2ポイント】	◆活動内容 ◆期間 年 月 ～ 年 月	
	②健康管理		減塩などの食事や体重測定、血圧測定を毎日3か月以上続ける	食事（減塩）◆期間 年 月 ～ 年 月 体重 ◆期間 年 月 ～ 年 月 血圧 ◆期間 年 月 ～ 年 月	2 2 2
	③禁煙		令和3年4月以降から禁煙を開始し3か月以上継続して禁煙（電子たばこ等を含む）	◆期間 令和3年 月～令和 年 月	2
④成果確認		2がんばるポイント①～③の取組で目標を立て達成したこと（成果） 【取組達成毎3ポイント】 記入例 <input type="checkbox"/> 体重【体重を3キロ減量した】 <input type="checkbox"/> 腹囲【3cm減った】 <input type="checkbox"/> その他【腰痛がなくなった】	◆目標達成（成果）内容を記入してください。 <input type="checkbox"/> 体重【 】 <input type="checkbox"/> 腹囲【 】 <input type="checkbox"/> 血圧【 】 <input type="checkbox"/> その他【 】		
3 グループポイント		2人以上のグループでポイント事業に取り組む	◆内容		2
「1健康ポイント」+「2がんばるポイント」+「3グループポイント」の合計が15ポイント以上で提出可					合計

住所	□□□-□□□□		上越市		全員プレゼント 希望する券に☑してください <input type="checkbox"/> 温浴施設入浴券 <input type="checkbox"/> 地産地消推進店利用券
氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	
年齢	歳	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	職業	<input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 主婦・夫 <input type="checkbox"/> 公務員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> その他
電話	-		-		

健康づくりポイント事業についてご意見をお書きください。

令和 3 年度 地産地消推進キャンペーンの実施について（案）

1 目的

上越市の地産地消を推進するため、上越産の「農産物」「水産物」「畜産物」「上越産食材を使用した加工品」やそれらを使用した商品や料理を対象商品としたキャンペーンを開催し、上越産品を市民及び観光客へPRすることにより、生産と消費の拡大を図るとともに、コロナ禍における地産地消推進の店の利用促進を図る。

2 主催

上越市、上越市農林水産業振興協議会

3 期間

令和 3 年 10 月 15 日（金）から 11 月 30 日（火）まで 47 日間

【期間設定の理由】

- ・平成 30 年度は 11 月、令和元年度は 8 月の 1 か月間をキャンペーン期間として実施したところ、実施後のアンケートにおいて「期間が短い」との意見があった。令和 2 年度は 8 月 10 日から 10 月 31 日までの 83 日間と期間を延長して実施したところ、反対に「期間が長い」との意見が出たことを考慮し、キャンペーン期間を設定した。
- ・市の新型コロナワクチン接種終了予定が 10 月末であることから、感染症拡大防止の安全面を考慮し、参加店舗や市民が少しでも安心してキャンペーンに参加できる時期を考慮した。
- ・「新潟県 Go To Eat キャンペーン」第 2 弾食事券の利用期限が 9 月 30 日（木）までとなっており、11 月末から忘年会シーズンに差し掛かることを考慮し、その間にキャンペーンの期間を設定し、参加店舗に経済効果が途切れなく続くことを期待した。

4 キャッチフレーズ

上越満喫♪買って・食べて・当てちゃおう！上越市地産地消推進キャンペーン

5 キャンペーンの内容

- ① 地産地消推進の店から、キャンペーン対象商品として、「上越産品」や「上越産品」を使った料理又は加工品を 1 品以上提供してもらう。
- ② 参加店舗にキャンペーン応募用紙を事前に配付しておき、来店者が対象商品を注文又は購入した際に、応募用紙にスタンプを押し用紙を渡す。(500 円に 1 つスタンプを進呈)
- ③ 来店者は、1 から 3 つのスタンプを集めるとキャンペーンに応募ができる。応募箱は参加店舗に設置。
- ④ 応募者には抽選でキャンペーン参加店舗共通商品券や上越産農産物等の詰合せなどの景品が当たる。

[参考：令和2年度キャンペーン応募用紙（A5サイズ、三つ折り）]

やっぱり上越産！買って・食べて・当てちゃおう！
上越市地産地消推進キャンペーン

※参加店を回ってスタンプを集めてご応募ください。
 ※スタンプは500円(税込)に1つ押印します。

1

500円の農産物に応募できるよ

2

1,500円の農産物
上越産農産物に応募できるよ

3

3,000円の農産物
上越産農産物に応募できるよ

スタンプ台紙

希望する景品 <希望する景品に✓を入れてください>

参加店舗共通商品券〈3,000円分〉…抽選で10名様 (スタンプ3つ)

参加店舗共通商品券〈1,500円分〉…抽選で20名様 (スタンプ2つ)

参加店舗共通商品券〈500円分〉…抽選で15名様 (スタンプ1つ)

上越産農産物などの詰合せ…抽選で5名様 (スタンプ2つor3つ)

※応募者全員にWチャンス！
 キャンペーン参加店提供景品を抽選で112名様にプレゼント！！

キャンペーン期間 8月10日⑩～10月31日⑪

← 詳しい内容はホームページをチェック

ふりがな	性別	年齢
お名前	男・女	歳
ご住所(〒 -)		
電話番号 ()		

※いただいた個人情報は、抽選・景品の発送のみに使用します。
 ※裏面のアンケートにご協力いただき、店舗備え付けの応募箱に投函してください。
 【主催：上越市・上越市農林水産業振興協議会（問合せ：市農政課 TEL025-526-5111）】

[表]

上越市地産地消推進キャンペーン参加店舗一覧

① ㈱朝日池総合農場 むら市場 ② あるるんの社 社もりモール ③ あるるんの社 六花の里 ④ いたくら亭 ⑤ JAえちご上越 浦川原物産館 ⑥ 男気パスタ。ばぜすこ ⑦ カフェ&ダイニング リラックス ⑧ ㈱農業法人久比岐の里 ⑨ くわどり湯ったり村 ⑩ ジュ・タドー ⑪ 和ごころ 愉快 ⑫ NICK'S Be Café ⑬ 中国料理 王華飯店 ⑭ ピストロ サプリュー ⑮ 雪だるま物産館 ⑯ 雪室そば家 小さな空 ⑰ レストラン 味彩 (ゆつかりの郷) ⑱ レストラン・トウジュール ⑲ ワイナリーレストラン 金石の音 ⑳ 道の駅うみでらす立 食彩鮮魚市場	㉑ 勝島魚店 ㉒ 旬菜 かがりび ㉓ 富寿し 高田駅前店 ㉔ 富寿し 南本町店 ㉕ 富寿し 春日亭 ㉖ 富寿し 直江津店 ㉗ TOMMY SAY ㉘ マリンホテルハマナス レストラン「海月」 ㉙ NIKU BAR 18 ㉚ お食事の宿・旅人の宿 すすき ㉛ お食事処 きすや ㉜ 喜多郎 ㉝ 天ぶら 若杉 ㉞ 松風園 藤作 ㉟ 和味旬彩 藤作別館 ㊱ 和ダイニング 藤作 ㊲ 手作り料理と地酒 おと仲町店 ㊳ 手作り料理と地酒 おと御幸町店 ㊴ 季楽 ㊵ らーめん だいじ
---	---

アンケートにご協力ください。(該当する□に✓を付けてください。)

Q1 今回のキャンペーンを知っていましたか？

知っていた 知らなかった

Q2 今回のキャンペーンはどうでしたか？

とても良かった 良かった あまり良くなかった 良くなかった

Q3 「上越市地産地消推進の店」をご存知でしたか。

知っていた 名前なら聞いたことがあった 知らなかった

Q4 キャンペーンについてご意見・ご感想をお書きください。

上越市食育推進キャラクター
もぐもぐジョニー

[裏]

6 キャンペーン景品

- ・参加店舗共通商品券 3,000円×10本（複数店舗のスタンプ3つで応募可能）
- ・参加店舗共通商品券 1,500円×20本（スタンプ2つで応募可能）
- ・参加店舗共通商品券 500円×20本（スタンプ1つで応募可能）
- ・上越産農産物等の詰合せ 2,000円相当×10本（スタンプ3つで応募可能）
- ・その他、キャンペーン参加店舗が提供する景品

7 今後のスケジュール

時 期	内 容
8/6(金)	令和3年度第1回地産地消推進会議（キャンペーン内容の審議）
8/10(火)～	参加店舗募集事務開始
8/25(水)	参加店舗募集締め切り
10/1(金)	ポスター、リーフレットの配布開始
10/15(金)～11/30(火)	地産地消推進キャンペーンの実施
12/13(月) 予定	キャンペーン抽選会
12/20(月)	キャンペーン景品発送（商品券使用期間 12/25(金)～R4.2/28(月)）
3/1(火)～11(金)	商品券換金期間

8 キャンペーン実施内容の比較

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
期 間	8月1日(木) ～8月31日(土) 【31日間】	8月10日(月・祝) ～10月31日(土) 【83日間】	10月15日(金) ～11月30日(火) 【47日間】
テーマ 食材	上越野菜を使用	上越産品(農産物、水産物、畜産物、それらを主原料とした加工品)のいずれかを使用	同左
スタンプ の進呈	対象商品1品に1つのスタンプを進呈。	対象商品500円に1つのスタンプを進呈。	同左
キャンペーン 応募条件	2つ以上のスタンプを集めるとキャンペーンに応募可能。	1つから3つのスタンプを集めるとキャンペーンに応募可能。	同左
景 品	○参加店舗共通商品券 ・3,000円×10本 ・1,500円×25本 ・上越産農産物の詰合せ×5本	○参加店舗共通商品券 ・3,000円×10本 (スタンプ3つ) ・1,500円×20本 (スタンプ2つ) ・500円×15本 (スタンプ1つ) ・上越産農産物等の詰合せ×5本 (スタンプ2つか3つ)	○参加店舗共通商品券 ・3,000円×10本 (複数店のスタンプ3つ) ・1,500円×20本 (スタンプ2つ) ・500円×20本 (スタンプ1つ) ・上越産農産物等の詰合せ×10本 (スタンプ3つ)
参加店舗 共通商品券 使用期間	10月～12月	12月～1月	12月～2月
その他		・500円に1つのスタンプを進呈するため、対象商品の価格は最低500円以上とする。 ・多くの方から来店してもらえるよう、リーズナブルな対象商品を選定してもらおう。	同左

【事業目的】

上越市地産地消推進の店認定事業は、上越産品の生産及び消費の拡大、食料自給率の向上並びに郷土における食文化の継承を図り、本市における農林水産業の振興に資することを目的に平成22年度から実施している。

今回、更なる地産地消推進の店のモチベーションアップと認定店拡大に向け、新たな地産地消推進に関する基準を満たした店舗を「(仮称)プレミアム認定店」として認定し、地場産農林水産物の販路拡大と需要拡大を推進する。

【「(仮称)プレミアム認定店」新設の理由】

- ・事業開始から10年が経過し、更に地産地消を盛り上げるきっかけが必要
- ・認定店からは、取組項目に多く取り組んでいる店舗と、そうでない店舗が同様の取扱いになっているため、取扱いを検討してほしいとの声がある。
- ・認定店であるメリットを感じられないという理由で辞退される店舗がある。

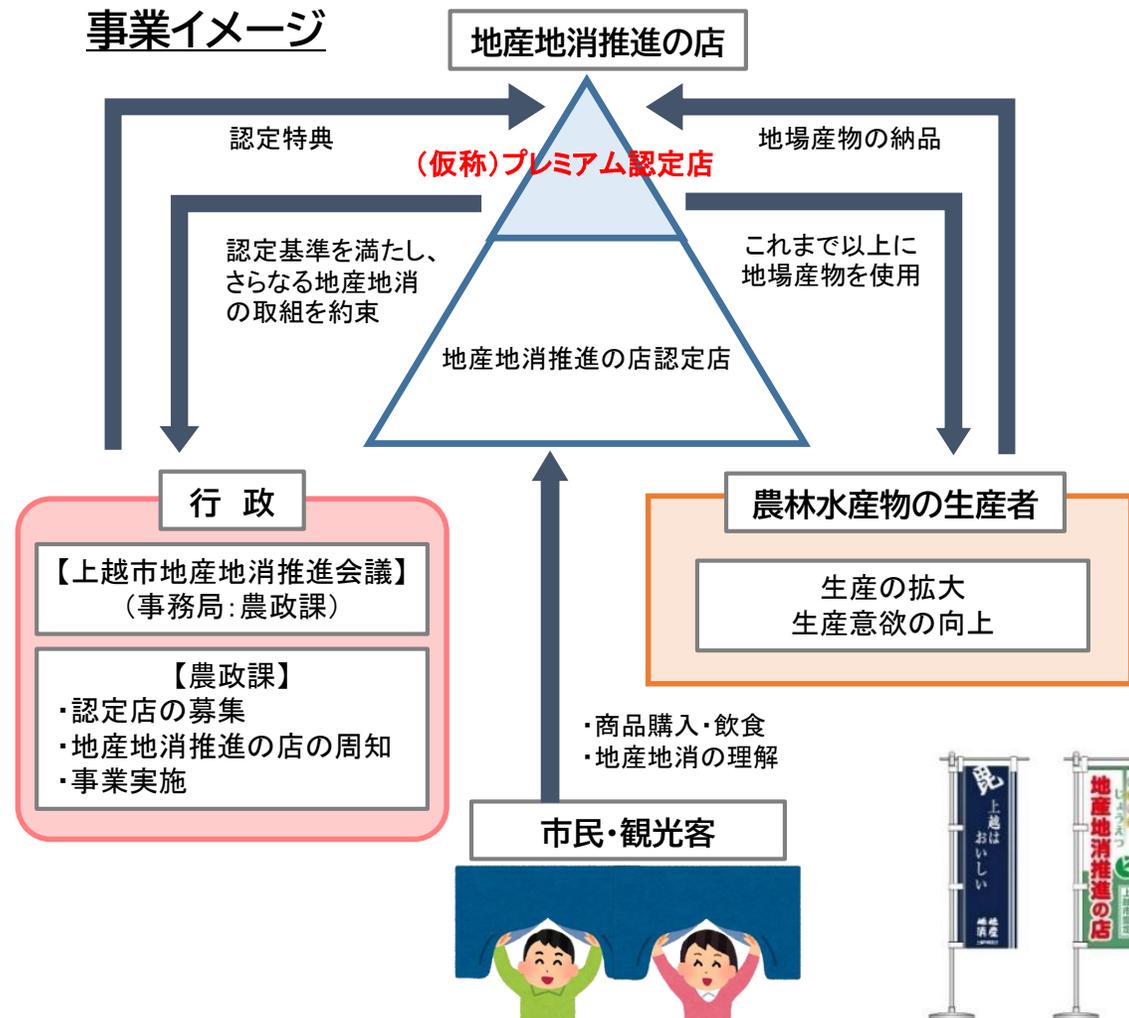
⇒ 地産地消推進の店のモチベーションが上がり、認定店としてのメリットを感じ、市と共に地産地消を一層盛り上げる新たな仕組みづくりが必要



【「(仮称)プレミアム認定店」新設により期待される効果】

- ・地産地消推進の店全体の意識が向上し、一層の地産地消の推進が図られる。
- ・プレミアム認定店を目指す店舗が増え、地産地消推進の店認定事業が活性化する。
- ・新規事業を市民へ周知することで、市民の地産地消の意識が向上する。

事業イメージ



前回会議(令和2年度第2回会議)で提案した認定基準(案)

【現在の認定基準】

(1) 小売店

項目	
必須	(1) 地産地消の推進に協力し、地場産の食材を積極的に販売・PRし、かつ今後もその取組を増やしていこうとする意欲のある店
	(2) おおむね一年を通じて、地場産の食材の売場を設置し、市内(地域)産であることを消費者に分かりやすく表示している店
	(3) 推進店であることを市のホームページや広報等で紹介されることを承諾する店
	(4) 市が実施する地産地消関連事業に積極的に協力しようとする店(関連事業例:キャンペーンイベント、チラシ、パンフレット等の設置など)
	(5) 食品衛生法等の関係法令を遵守している店
選択(2つ以上)	(6) 地場産品フェアなどの売り出し、特売日を年に12回以上設ける店
	(7) 「上越野菜」振興協議会が認定する「上越野菜」*やその加工品を年に60日以上販売する店
	(8) 地場産の食材や、地場産の食材などを使用した伝統料理や郷土料理を通年で販売する店
	(9) 地場産の食材の生産者を分かりやすく表示している店
	(10) 地場産の食材をおおむね80%以上使用した料理・加工品を年に60日以上販売する店
	(11) 地場産の食材を使用したレシピを年に20以上提供する店
	(12) 自らアンケート調査を行い、地場産の食材の販売促進に取り組む店

(2) 飲食店等

項目	
必須	(1) 地産地消の推進に協力し、地場産の食材を積極的に活用・PRし、かつ今後もその取組を増やしていこうとする意欲のある店
	(2) 年間またはシーズン(旬)を通じて料理等に使用する地場産の食材を分かりやすく表示している店
	(3) 推進店であることを市のホームページや広報等で紹介されることを承諾する店
	(4) 市が実施する地産地消関連事業に積極的に協力しようとする店(関連事業例:キャンペーンイベント、チラシ、パンフレット等の設置など)
	(5) 食品衛生法等の関係法令を遵守している店
選択(2つ以上)	(6) 上越市産米を100%使用する店
	(7) 地場産の食材などを使用した伝統料理や郷土料理を通年で提供する店
	(8) 上越市産の日本酒やワイン等を通年で提供し、分かりやすく表示している店
	(9) 地場産の食材をおおむね80%以上使用した料理を年に60日以上提供する店
	(10) 「上越野菜」振興協議会が認定する「上越野菜」*やその加工品を使用した料理を年に60日以上提供する店
	(11) 自らアンケート調査を行い、地場産の食材の消費拡大に取り組む店

【プレミアム認定基準の考え方】

○現在の認定基準は原則そのまま使用。

- ・現在の認定基準は、他県や県内他市町村の基準と比較すると、項目内容が具体的な上、ハイレベルな内容であることから、これ以上厳しい基準を設定することが難しいと考える。
- ・現在の認定基準で事業を10年以上継続しており、大幅に内容を変更すると、認定店や市民が混乱するおそれがあるため、現在の認定基準を継続して使用する。
- ・お店が目指したくなるような高い基準、公表して納得の得られる基準、市民がお店に行ってみたくなる基準を新設。

【プレミアム認定基準(案)】

小売店

- ・現在の認定基準「選択項目」7つのうち、4つ以上が該当
→ R1年度実績で小売店全体の17.0%
- ・プレミアム認定店としてふさわしい新設の条件

飲食店等

- ・現在の認定基準「選択項目」6つのうち、5つ以上が該当
→ R1年度実績で飲食店全体の22.2%
- ・プレミアム認定店としてふさわしい新設の条件

【前回会議で出された意見】

- ・フレンチレストランが郷土料理を出せないなど、店舗のスタイルによって取り組むことができない項目があり、単純に取組項目数が多ければいいということにならない。
- ・認定する側が審査がしやすい明確な項目内容とするべき。
- ・現在の認定基準とは違った視点の基準を設けてはどうか。

前回会議の意見を踏まえ新たに検討した認定基準(案)

認定基準(案1)

【認定基準の考え方 → 地産地消推進の店のさらなる高みを目指す】

- ・現在の認定基準を基に、地産地消の取組が多い店舗を認定。
- ・次の項目全てに該当することが必要。

【認定基準項目(案)】

<小売店>

- ① 上越市地産地消推進の店認定から1年以上が経過している店
- ② 上越市地産地消推進の店認定基準の選択項目のうち3つ以上が該当する店
- ③ 上越産品の項目である「農産物」「水産物」「畜産物」「加工品」のうち2つ以上を取り扱っている店
- ④ 他の商品とは別に市内農産物等の売り場を設置し、市内産であることが消費者に分かりやすく表示されている店

<飲食店等>

- ① 上越市地産地消推進の店認定から1年以上が経過している店
- ② 上越市地産地消推進の店認定基準の選択項目のうち3つ以上が該当する店
- ③ 上越産品の項目である「農産物」「水産物」「畜産物」「加工品」のうち2つ以上を使用している店
- ④ 上越地域の園芸重点作物である「えだまめ、ブロッコリー、カリフラワー、キャベツアスパラ菜、トマト、かぼちゃ」を使ったメニューを年間60日以上提供する店

認定基準(案2)

【認定基準の考え方→行くと地産地消に詳しくなるお店(地産地消の発信)】

- ・現在の認定基準とは違った視点で認定。
- ・お店に行くと地場産物を味わえ、地場産物についての知識が得られる店。
- ・この基準の場合、「プレミアム認定店」ではない名称の検討が必要。
例)「地産地消推進マイスター」がいる店
- ・次の項目全てに該当することが必要。

【認定基準項目(案)】

<小売店・飲食店等 共通>

- ① 上越市地産地消推進の店の認定から1年以上が経過している店
- ② 店舗で取り扱っている地場産物の紹介やお客様の質問に答えることができる「地産地消推進マイスター」がいる店 (マイスターの基準の設定が必要)
- ③ 店舗で取り扱っている旬の地場産物や豆知識をシーズンごと(年4回程度)に発信する店

認定された際の特典

- ① プレミアム認定店の証として、新たなデザインの認定証を交付
- ② プレミアム認定店として、市民や観光客に紹介
- ③ 市ホームページやSNS(インスタグラムの開設)で店舗情報を大きく掲載
- ④ その他(認定店がメリットと感じる内容を委員の皆様からご意見としていただきたい)